

マンション管理士

実施: 公益財団法人 マンション管理センター（国土交通大臣指定）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

- ☐

1. 登録が必要なことを確認する

マンション管理士として業務を行うには、マンション管理士登録簿への登録が必要です。登録の事務は国土交通大臣指定のマンション管理適正化推進センター（公益財団法人マンション管理センター）が行います。
<https://www.mankan.org/reg.html>
確認済み（2026/7/25）
- ☐

2. 必要書類をそろえて登録を申請する

登録申請書・住民票（個人番号の記載がなく本籍表示のあるもの・申請日前3か月以内発行）・誓約書などをそろえて申請します。申請は毎月末日で締め切れ、翌月第3金曜日に登録されます。
<https://www.mankan.org/reg.html>
確認済み（2026/7/25）
- ☐

3. 登録証の交付を受ける

登録日（翌月第3金曜日）の週明けに、登録証が簡易書留郵便で発送されます。発送から到着まで概ね5日～1週間程度が目安です。登録に伴う費用は公式でご確認ください。
<https://www.mankan.org/reg.html>
確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日		提出方法（窓口／郵送／オンライン）	
納めた金額の合計		追跡番号・受付番号	
登録証・免許証が届いた日		問い合わせ先の電話番号	

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/mansion-kanrishi>